

富士宮西高等学校峻友会
同窓会活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士宮西高等学校峻友会会則第4条の規定に基づき、同窓会活動を活性化させるための助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象等)

第2条 助成金の交付対象とする同窓会活動並びに助成金額は、「別表1」のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書に「別表2」に定める書類を添えて、峻友会会長に提出しなければならない。

2 助成金交付申請は、毎年度1回とする。

(助成金交付の条件)

第4条 申請者は、事業の実施に当たり、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 助成金は、助成対象事業の目的以外に使用しないこと。
- (2) 同窓会活動は、20人以上参加すること。
- (3) 峻友会の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。

(事業実績の報告)

第5条 同窓会活動を実施した申請者は、助成金実績報告書に「別表3」に定める書類を添えて、30日以内に峻友会会長に提出しなければならない。

(助成金の支出)

第6条 峻友会会長は、第5条の実績報告書を受理したときは、交付条件を満たしていることを確認の上、助成金を支出する必要があると認めたものについて、交付金額を決定し、支出するものとする。

附則 この要綱は、平成30年8月12日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

助 成 対 象 事 業		助 成 金 額
1	同期会、部活動総会等	1 人当たり 2, 0 0 0 円 (上限 5 0, 0 0 0 円)

別表 2（第 3 条関係）

助 成 対 象 事 業		添 付 書 類
1	同期会、部活動総会等	開催通知（写）

別表 3（第 5 条関係）

助 成 対 象 事 業		添 付 書 類
1	同期会、部活動総会等	(1) 参加者名簿 (2) 出席者がわかる集合写真